

見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

平成23年8月4日

全国健康保険協会
理事長 小林 剛

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

平成23年度職員研修業務委託 一式

(2) 仕様等

仕様書による。

(3) 履行期限（業務完了日）

平成23年9月13日（火）

(4) 見積競争方法

見積金額は総価とする。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。落札決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって落札判定を行うので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

2 見積書の提出場所等

(1) 見積書提出先及び仕様書配付場所

〒102-8575 東京都千代田区九段北4-2-1

全国健康保険協会人材育成グループ 担当 山本

電話 03-5212-8213（直通）

（仕様書はホームページ上でダウンロードできます。）

(2) 仕様書の内容に関する問い合わせ先

同上

(3) 見積書提出期限

日 時 平成23年8月19日（金）12:00まで

3 その他

(1) 見積競争参加者は見積書のほか、仕様書に記載の提出書類を見積書提出時に併せて提出すること。

(2) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会宛て提出すること。記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。

(3) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。

(4) 見積結果は当協会受付前に掲示する。

決定業者には別途、電話又はメールで連絡することとする。

平成 2 3 年度職員研修の委託に係る見積競争仕様書

1. 業務の概要

(1) 研修の目的

全国健康保険協会（以下、協会という。）における平成 23 年度本部研修計画に基づき、平成 23 年 4 月 1 日採用の新規学卒者を対象として、新入職員研修及び支部職場内研修の復習を行い、習得した知識等の定着を図ることと併せ、6 ヶ月間を振り返り今後へ向けての動機付けを行うことを目的とする新入職員フォローアップ研修を実施する。

(2) 委託業務の概要

委託する業務は、「(1) 研修の目的」を踏まえた上で、協会が指定した研修内容について、目的の達成に向けた研修カリキュラム、研修テキスト及びその他の教材並びに配布物（以下、テキスト等という。）の作成から講師派遣、実施までとする。

2. 研修の内容及び実施方法等

(1) 内容

接遇・マナー・苦情対応

・ビジネスマナー（復習）

・電話対応（復習）

・苦情初期対応

仕事の進め方

・質・コスト・期日を意識する

・時間管理

・P D C A

・情報共有

(2) 到達目標

・社会人としての基本的事項を身につける。

・仕事を効率よく進めるためのポイントを理解する。

(3) 研修時間（予定）

全日程 5 時間

(4) 実施時期及び場所

研修日時

平成 23 年 9 月 8 日 (木) 13:00 ~ 18:00

研修会場

全国健康保険協会本部飯田橋会議室

千代田区富士見 2-7-2 ステージビルディング 14F

(5) 受講者数

28 名

3. 成果物

(1) 成果物

研修実施に向けて協会と調整し、最終的に確定したLESSンプラン及び研修実施報告書を成果物とする。なお、成果物の詳細、編集方法については、協会と別途協議の上、決定することとする。

(2) 納入場所

全国健康保険協会 本部 総務部人材育成グループ

住 所 〒102-8575

東京都千代田区九段北4-2-1 市ヶ谷東急ビル9階

(3) 納入時期

LESSンプラン

平成 23 年 8 月 31 日 (水) 17 時を提出期限とする。

研修実施報告書

平成 23 年 9 月 13 日 (火) 17 時を提出期限とする。

4. 委託に係る留意事項

講師の選定に当たっては、協会の事業及び業務上の特色を理解していることと併せ、研修内容について、十分な経験・実績を持ち合わせていること。

選定された講師について協会が、講師の実績が不十分である等を理由として変更を申し出た場合は、柔軟に対応できること。

研修カリキュラム、テキスト等は、協会と協議の上、協会の要望により柔軟に対応できること。

テキスト等の詳細、編集方法は、協会と別途協議の上、決定すること。

テキスト等については、協会の内部において伝達研修等により活用することとする。

テキスト等は 30 部を研修実施の 2 日前までに協会が指定する納入場所へ納入することとする。

受託者は、委託業務の全部を受託者内部で行うこととし、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

但し、テキスト等の印刷及び配送業務を除く。

5. 業務完了日

平成23年9月13日(火)

6. 参加資格

(1) 全国健康保険協会会計細則第25条及び第26条に規定される次の事項に該当する者は、見積競争に参加する資格を有さない。

当該契約を締結する能力を有しない者(未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く)及び破産者で複権を得ない者。

以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後3年を経過していない者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ)。

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

(カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者。

(キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過していない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

(2) 次の事項に該当する者は、見積競争に参加させないことがある。

(ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。

(イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。

(3) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険の適用を受け、かつ、直近1年間について保険料の未納がない者(健康保険組合等の適用を受けている者にあっては、厚生年金保険料の未納がない者)であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。

(4) 全国健康保険協会から競争参加資格の停止措置を受けている期間中で

ないこと。

7. 本件に関する質問の受付先

(1) 受付先

〒102-8575

東京都千代田区九段北4 - 2 - 1

市ヶ谷東急ビル9階 担当 人材育成グループ 山本

TEL 03-5212-8213 FAX 03-5212-8238

(2) 受付期日

平成23年8月16日(火)12:00まで

(3) 回答

受付日の翌営業日までに回答する。

8. 留意事項

(1) 委託業務に係る費用は、業務完了後、請書に定めるところにより支払うものとする。

(2) 委託業務の目的を達成するため、仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が判明したとき又は委託業務の内容を変更する必要性が生じたときは、当協会と受託者が協議するものであること。

(3) 個人情報の利用制限

受託者は、本契約又は本件業務の実施に関して知り得た個人情報を秘密として保持し、第三者に対し開示・漏えい等してはならず、また本契約の履行以外の目的に個人情報を利用(複写・複製・加工・社外持出し等を含む。)してはならない。

(4) 秘密保持

受託者は、本契約に関して協会が開示した情報(公知の情報を除く。以下同じ)又は本件業務の実施に関して知り得た情報を協会の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に対し開示、漏えい等してはならず、また本契約の履行以外の目的に秘密情報を利用(複写・複製・加工・社外持出し等を含む。)してはならない。

受託者は、本業務を実施するにあたり、協会から入手した資料等の一部又は全部の複写複製等を行うことができないものとし、複写複製等の防止措置を講じなければならないこと。ただし、複写複製等を行うことが必要である場合については、あらかじめ協会の承認を得て行

なうことができるものであること。また、複写複製等を行った場合においては、当該複写複製物についても適正な取扱いを行うこと。

なお、資料等は用務に必要ななくなり次第、速やかに当協会に返却するか適正な手続きにおいて廃棄すること。

本契約による成果物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、著作物の完成と同時に受託者から当協会に譲渡されるものとする。

納入成果物及びテキスト等に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物」という。)が含まれる場合には、協会が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを受託者が行うこと。この場合、受託者は当該契約の内容について、事前に協会の承認を得ることとし、協会は既存著作物について、当該許諾要件の範囲内で使用するものとする。

なお、本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら協会の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、協会は係る紛争の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

9. 提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

企画書

企画書は、「2. 研修の内容及び実施方法等の(1)及び(2)」に基づくほか、以下の内容を含むものとし、参加資格判定の参考として使用するものとする。

(ア) 研修計画書

本研修実施に際してのレッスンプラン

(イ) 実施計画

詳細な作業項目と作業の進捗状況を確認できる作業毎のスケジュールを記述したもの。

経費内訳書(見積書)

本業務を実施するために必要な経費のすべての額(消費税及び地方消費税額を含む。)を記載した内訳書

提出者の概要(会社概要等)が分かる資料

保険料納付にかかる申立書(領収書の写し、納付証明書等、指定された期間に係る保険料の納付状況が確認できる書類)

(2) 提出期限

平成23年8月19日(金) 12:00

(3) 提出方法

提出書類 ~ 各1部を「7. 本件に関する質問の受付先」にある受付担当者へ事前に提出日時を連絡した上で直接提出(持参)とする。

(4) 提出に当たっての注意事項

- (ア) 受付時間は、平日の10時から17時までとする。
- (イ) 提出された書類については、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- (ウ) 提出された企画書等は、提出者に無断で使用しない。
- (エ) 一者当たり1件の提出を限度とする。
- (オ) 提出書類に虚偽の記載がある場合は無効とする。
- (カ) 指定された提出書類が全て揃っていない場合は無効とする。
- (キ) 参加資格を満たさない者が提出した書類は、無効とする。
- (ク) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

10. 契約候補者の決定

- (1) 提出された書類について審査を実施し、参加資格の有無を決定する。
- (2) 参加資格を有する者の中から、本業務を実施するために必要な経費のすべての額が最も低い経費内訳書を提出した者を契約候補者とする。